

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第 33 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 26 年 8 月 4 日 (木)		
開 会	午後 2 時 00 分	閉 会	午後 4 時 26 分
場 所	6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：河村 敏、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	庁舎整備局長 : 亀屋 愛樹 庁舎整備局次長 : 中島伸一郎 庁舎整備局長補佐 : 藏増 祐子 庁舎整備局主幹 : 宮崎 学 庁舎整備局主任 : 黒田 洋太 庁舎整備局専門監 : 前田喜代和 財産経営課主幹 兼庁舎整備局主幹 : 福井 一朗		
傍 聴 者	1 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後2時00分 開会

◆中西照典 委員長 ただいまから市庁舎整備に関する調査特別委員会第33回を開催いたします。

本日の日程ですが、まず9月定例会における最終報告までのスケジュールについての議論を、あるいは確認をしていただきたいと思います。

皆さんの手元に今後の検討スケジュールのイメージ図を配付させていただいております。前回までの議論を踏まえて、委員長として副委員長とともにスケジュールの検討をしたところがあります。これまでの32回も特別委員会の開催し、時間をかけて議論を重ね、委員の皆さんから多くの意見をお聞きしているところでありますが、9月定例会の最終報告という時間的な制約のある中で、スケジュールのイメージ図のように9月中には方向性を出して本会議の最終報告としたいと考えております。

詳しくは事務局より説明をさせますので、では、よろしく申し上げます。

次長。

○河村 敏 市議会事務局次長 今皆様お手元にごらんになっていると思いますけども、最終報告のイメージ図をざっと説明させていただきます。

下に第33回特別委員会、8月4日と書いてありますが、これが本日の予定というところで、大きく分けて2つあります。

まず、左のほうです。方針案ごとに重要なポイントを各委員の発言ということですが。議論をまず整理しながら進めていかないとまとめがつかなくなるということから、5つの方針それぞれについて各委員さんがこれは重要だと思われる点を言っていただく。

その後ですけども、建設場所決定に当たっての重要なポイント協議ということですが。大きな四角でしておりますけども、各委員の発言を踏まえ建設場所決定に当たって重要なポイントをそれぞれの各委員さんの考えを言っていただくということが本日の主な流れです。

次回、第34回、8月11日ですけども、次回は方向性を協議してもらおうと。新築に当たって旧市立病院跡地、現本庁舎駐車場のどちらがすぐれているか、総合的に皆さんの考えを述べていただくということになります。

その次ですけども、右の下に9月市議会定例会と書いております。定例会中になると想定されますけども、第35回の特別委員会で方向性を決定していくと。委員の意見が出尽くした時点で新築場所の決定と書いております。基本は、まず委員の総意ということが基本になると思っておりますけども、総意にならなかった場合は採決になるということです。

その方向性が決まりましたら次の委員会で最終報告書の作成の検討に入って、9月定例会の報告は最終報告、委員長報告は本会議の9月26日。この9月26日というのは、補正予算とかそういうものの議案の採決の日です。過去の例から言いますと採決の日に特別委員会の最終報告をしているという慣例にのっとりまして、9月26日を委員会の最終報告というふうに設定させていただきました。以上です。

◆中西照典 委員長 今のようなスケジュールで、最終報告までのスケジュールを今、河村次長のほうから説明しましたが、何か御意見があれば、どうでしょうか。よろしいですか、この方向

で。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 事務局からスケジュールのイメージ図をお伺いしたわけですが、9月の26日に市庁舎整備特別委員会の委員長報告ということに向けて審議を深めていこうということですが、どのような結論になるかわからんのでありますが、委員長にちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、35回の特別委員会で委員の意見が出尽くした時点で新築場所の決定と、こういう方向性で向かっていきたいということではありますが、私はそうであるならばやはり委員会としての方向性が出れば最終日に委員長報告をして、次にバトンタッチをするという進め方がいいのか、当初この市庁舎の問題は喫緊な課題であるからということで、できるだけ議論を早く深めて方向性を明確にしようということに向かっておるわけですから、いけば委員会としての方向性が出たのであれば我々議会全体としての方向性もきちっと、この12月の16日までの任期しかないわけですから、いけば9月の議会が最後の議会になるわけですから、この議会で議会全体の方向性という形までは考えておられるのか、おられないのか、その辺が今説明を聞いた中でちょっと理解しにくかったものですから、委員長のお考えを聞かせていただいて、またそれに基づいて委員各位の御意見を聞かせていただけたらというふうに思います。

◆中西照典 委員長 議会全体の方向性という意味はちょっと具体的にわからないのだけど、この委員会はあくまでもこの委員会が設立した目的を達成するための報告ができれば、報告をすべきだと思っておりますので、ちょっと議会全体という意味がわかりませんが、この委員会の使命に従って報告をするということであると私は思っておりますけども。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 私の言い方がよくないのかわかりませんが、今のこのスケジュールのイメージ図でいけば9月の26日に市庁舎整備特別委員会の委員長報告をする。それで委員会としては新築場所の決定という方向性までは出す。それを、これは執行部が提案されるのか、あるいは議会が提案するのか、まだ方向性は明らかになっておりませんが、やはり新築ということになれば今の駐車場であれ市立病院の跡地であれ、やはり大きなハードルとして位置条例というものが出てくるだろうと私は理解しております。そういうことですから、このスケジュールでいけば11月に市議会議員の選挙があります。いけば12月の定例議会以降にその判断を委ねるという方向になってくるのではないかと、そういうことも思いますので、先ほど委員長さんのほうがどういう考えでおられるのか、あるいは委員の皆さんがどういう思いでおられるのか、その確認をさせていただけたらということでも申し上げたのであります。

◆中西照典 委員長 それは位置条例のことについて、この委員会が提案をするのかしないのかという意味ですか、端的に言うと。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 この位置条例というのは、先ほども言いましたように執行部が提案をするという手法が通常でありますけれども、議会としてこの位置条例を提案する権利もあるわけです。ですから、そういうことも包含していく中で、喫緊の課題でこの問題を結論づけていこうというのであれば、我々の任期も限られておるので、喫緊の課題ということであれば我々の議員の

任期がある間にきちっとした方向性を出す、これも一つの結論を導く上での大きな論点だろうと思うので、そこら辺を委員会としてどうするのかということは今スケジュールイメージ図が出てきたので、確認ということで聞いております。

◆**中西照典 委員長** 今の時点の委員長の意見は、その位置条例まではこの委員会は踏み込まないのいいじゃないかと。もしも位置条例を出されるとすれば、代表者会とかそういうところでされるのであろうと私は思っております。ですからこのスケジュールの中では、今、橋尾委員が言われたようなことは報告あるいは提案にはその提案はないものだと思っておりますが、ほかの委員の方、何か意見があれば。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** 私個人の考えとして言わせていただきますけども、我々委員会の中での役どころは、やはり委員長報告、最終報告までが我々の任務ではなかったかなという認識で委員として今おらせていただいとると思っております。ですからそれ以降の事業提案とか位置条例の提案というのは、執行部の判断でいつごろ提案されるのかというのはありますけども、その部分には私は踏み込む必要はないのではないかとこのように思っております。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 位置条例をどこが出すのかという、議会で出してもいいじゃないかというような御意見だったと思うのですが、それについて言えばどちらが出すということにかかわらずこの特別委員会が最終報告で方向性を出すと言っている中身が結局位置条例の結果いかんによっては何っていうのですかね、白紙になるというのかな、ひっくり返るといふのかな、位置条例の結果によってすごく矛盾したようなことが起きてくる可能性があるということをおは考えないといけないと思っております。だから誰が出すとかどこが出すとかという以前に、やはりこの特別委員会でいけば意見が割れれば多数決で過半数以上の賛成があれば決められる方向性だと思っておりますが、位置条例となれば全体の3分の2以上の賛成が要ということなので、そこで矛盾が起きてくる可能性もあるということをお踏まえて、やっぱりちょっと議会としては考えなくちゃいけないじゃないかなという思いはしております。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** まず、私たちのこの特別委員会の使命といいますか、責任というのは、先ほど橋尾委員がおっしゃったように私たちの任期中にこれまでのこの議論の結論を導いていくということであって、先ほどの伊藤委員の位置条例の判断に議決結果によって矛盾が生じてくるのではないかとこの御意見があったわけですが、まずはこの特別委員会で市民に対して委員会としての最終報告をしっかりとお伝えをしていく、公表していくというところまで私たちの責任があるわけですから、そこに向かってまずはこの委員会として審議を進めていくということがいいと思っております。

特別委員会の中で特別議決を要する位置条例をどうするのかという判断について、これを委員長のほうに問うということが果たして適当なのかどうなのかという問題もありますから、私はその議論はここではふさわしくないというふうに思っておりますので、まずは当初の予定どおり最終報告に向けて議論を深めていくということがいいのではないかとこのように思っております。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 我々の役割は、やはり最終報告を出して決定するという事だろうというふうに思います。その報告書に対してどう対応するかというのは、これ執行部の判断でございます。これが通るか通らないかというのはあるわけですが、通らなければやはり修正するなりなんなりというそういう作業をするというのは執行部の役割だというふうに思っております。そういうふうなことを考えると議会の意思というのは、この報告書であるというふうに捉えるべきだというふうに思います。それでその報告書に対する対応は、執行部が行うということだろうというふうに思います。だからスケジュールには書いてありますように、最終報告の作成をして、それを諮って、よければ最終報告とするという段取りでよろしかろうというふうに思います。

◆中西照典 委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 私も平成25年1月16日ですか、臨時会でこの委員会が決定されまして、それからずっと、きょうで33回ですわね。それであと2回ほどということで、36回、これは何かといったら市民の皆さんのための何が市庁舎としての一番いいのかという議論をしました、十分。この議論での報告というのが一番大事だと思いますので、9月議会最終報告というのは、これは基本にこの分をまとめると、これ我々の責務だと思います。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 私も何回も発言をさせてもらうのもちょっと控えないかなと思うのですが、委員会報告の結果がどうなるかということは別にして、今まで我々が残り任期が少ない中でこの任期中にこれだけ長引いた市庁舎問題の片をつけていこうと、方向性を明確にしていこうということでここまで来とるわけです。それできょうのこのスケジュールイメージを見たときに、このスケジュールでいけば次の市議会議員選挙が終わって、今回定数を4名減らしますよね、新しい32名の議員さん方に判断を仰ぐという形になるので、今まで喫緊の課題だから残り少ない任期の中でこの議会できちとした方向性を出そうという形で私は向かってきたと思っていますので、結果がどうのこうののではなくして、我々の任期中の間にどれだけきちとした結論を市民の皆さんに御提示できるか、やっぱりそこだというふうに私は思っていますので、委員長にそのことをどういう形で我々委員会が進んでいくべきなのか、そのことの確認をさせていただきたかったということでもありますから、今の委員の皆さんのお話を聞かせていただいて最終報告がこの委員会に与えられた使命であると。ですから委員長報告をして、あとは執行部がどのように判断をされるかというような御意見が多かったと思います。ということで次の新しい32名の議員さん方に最終の判断を仰ぐという方向性だろうというふうに理解をしました。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 やっぱ報告書が9月中に出るということは意味があると思うのですよね。議会は10月まで、10月の4日ですか、6日まであるわけで、その後も12月の16日までは議会が続くということ、選挙までには2カ月ほどありますよね。その間に臨時議会でも開けるというようなことを考えれば次の議会に持ち越すということは私たちというか、私も望んでいませんし、そういうふうなことは当然執行部もわかっておられるというふうに私は感じておりますけどね。

◆中西照典 委員長 その点は我々のこの委員会に付託されているのは市庁舎に関する調査研究ですので、その研究をした結果を最終報告ですということ、その後のことは執行部なり、あるいは先ほど言われたように位置条例の提案は議会でもできるわけですから、その後の議会の判断ですればいいと私は思っております。

よろしいですか。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 先ほどから私たちの特別委員会の報告がという御意見で、そこについては一致しているところで、ただしその報告の中身がこれまでのような報告とか、あるいは今回もこの5つの方針を踏まえた中身の提案ということであればそう、皆さんおっしゃられるとおりでと思いますけど、しかし、今回の場合には新築場所の決定ということがこの委員長報告の中身に入ってくるということでしょうから、このスケジュールを見ますと、だとすると場所を決定するということになるそれは当然位置条例と切り離せないわけでありまして、その場所を決定するという、新築場所の決定という中身を持つ委員長報告であれば当然位置条例と私はセットのものだというふうに考えております。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、棕田委員がおっしゃるとおりだと思います。私たちのこの委員会においての場所の決定というのは、当然ながら位置条例とイコールになると私も思っております。セットになるというふうに思っておりますけども、ただ先ほど来から出ておりますこの特別委員会でその位置条例のことについて議論をするのかどうなのかということはまた別の話でして、まずは特別委員会として場所の決定というところまで、きょうお示しになっているこのスケジュールでいけばその場所の決定も含めた委員長の最終報告を導き出すというのが特別委員会であって、その後の位置条例のことについては、執行部なり、また議会提案ということであれば先ほど委員長のほうからもあったように代表者が設けられたりとか、そちらのほうに委ねられるということでもいいと思うのです。ですから私も決してこの位置条例をないがしろにするということではなく、ここまで審議が進んできたその先には当然ながら特別議決を要する位置条例というものは派生してくる、考えなくてはいけない。同じ意見ですので、全く矛盾はないと思います。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 矛盾がないと言われるところに矛盾があるわけでありまして、特別委員会の報告を議会の意思ということと言うならば場所を決定することは、当然位置条例で定めなければこれ最終的なものにならないわけでありまして、なおかつ議会は議会で委員会報告をしたらあとは執行部の仕事だ、ではなくて、いずれにしても位置条例を議決するのは執行部ではなくて議会であるわけですから、伊藤委員が最初に言われていたことに関連してきますけれど、ねじれということにもなりかねないわけでありまして、そうするとまさに時間とお金と労力の無駄ということにもなりかねないわけですし、なおかつ市民にさらに政治不信や議会不信ということを拡大しかねないというようなことにもなってはいけませんから、そういう意味で場所を決定するという内容であるならば議会提案ということも可能である位置条例とい

うものの性質からして当然それは先の話ではなくて、位置条例と一緒に考えなければならないものだというふうに思います。決して矛盾はしてないと。

◆**中西照典 委員長** いいですか。それぞれの考え方はありますけども、あくまでも調査して研究したもの出しますから、先ほどの位置条例というのは、これは現実について回る問題ですけど、この委員会がそういうことを提案するところでないとは私は思っております。それはそのようにして皆さんの意見はしてきたものだと思っておりますし、今してるのはまず場所を提案するというのがこの委員会の使命だと私は思っておりますけど、どうですかね。先ほど同時に出すというようなところを強調されてはいますが、皆さん、それぞれ言われましたけどね。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** これまでの特別委員会の流れからすれば、最終報告をして委員会の使命を終えるということになるのだろうと私は認識しております。ですからそれ以降のことに関しては、執行部に丸投げといいますか、あんた方の仕事ですよということで傍観しとるとするか、責任を執行部にということではないのですけども、逆に執行部はこの特別委員会の方向を重要な位置づけということで待っておるわけですから、基本的な部分の議会の考え方を早く示すべきだということで私は言っているわけで、位置条例の話が出ておりますけども、この現在地においても市民病院跡地においても位置条例は出さなくちゃいけないわけですし、ですからこのことに関しては当然執行部も十分踏まえた中で事業提案といいますか、議案を出してこられるとは私は思っておりますから、その対応いかんで議会がまた改めてその部分を議会提案として位置条例はどうだということを示さなければいけない場面があるのであれば議会の中でまたそういう部分を議長と一緒に考えていく場をつくればいいじゃないかというふうに思っておりますので、今時点ではこの委員会の中ではともかくどこにどういったものを建てるべきだという議会の姿勢を示すのがまず第一義ではないかというふうに思っております。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** ちょっと御意見を聞きたいのですが……。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待ってください。これは委員間討議ですね。

じゃあ、これから委員間討議を終わるまでずっとしていきますので。

◆**伊藤幾子 委員** 議会、この特別委員会で最終報告を何かしらの形で出しましたと。先ほど来からの御意見を聞いていると、それは議会の意思だという御意見もありました。それはそれでそこまでがこの特別委員会の任務だということですよ。

だけど、いけば先ほど有松委員さんも言われましたけど、ここになろうがあっちになろうがどちらにしても位置条例というものは必要だということですよ。だけど裏を返せば3分の2以上の賛成が必要な位置条例がどうなるかもわからない。最終報告を出したけれども、そのとおりに認められないという可能性があるとは私は思っているのですけど、そういったことは最終報告を出すのがこの委員会の仕事だから、それ以降の結果はどうなろうがそれはそれ、別問題ということなのか、それともここで決めた最終報告の方向性というものはあくまでも議会の意思だから、それにやっぱり従うべきだと、いろんな意見があっても、という考えなのか、どちらなのかなと思って。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 伊藤委員が言われている部分に関して、それがそうかどうかちょっと迷いながら今答弁をさせてもらいたいなと思っているのですが、基本的には庁舎のあり方についての方向性を示すことによって、位置条例は別の部分としてでも、それを議会の意思としてこういった方向がよろしいじゃないでしょうかということを市民にも執行部にも知らせるわけですよ。そのことを踏まえて議員がどのような位置条例、あわせて出さなければいけない位置条例に関してどういう判断をするかというのは市民も見ておられると思うのです。どこに新しい庁舎をどのように建てるのがベストだというふうに特別委員会は判断をいたしましたということを行いながら、それとまた相反する位置条例によってねじれを起こすような議会の運営が本当にあるのかという部分も市民は見ているわけですよ。ですからその大前提となる場所とか庁舎のあり方というもの、これはまず第一に重要なことだと。その中で各議員がこのことを議会で本当に正しい方向だと示して報告したのであれば、それに向かっておのずと3分の2もそのような方向になっていくのが議会のあり方ではないかと私は思っているのです。ですから無責任にどうなればいいのかということには思っておりません。それぞれがまた改めてその方向をきちんと認識をして、3分の2に対して臨んでいかなければいけない責任があるというふうに思っております。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私の考えとはちょっと逆になっていて、今の話ですと、言い方が正しくないかもしれないけども、3分の2は後からついてくるみたいなふうなふうにちょっと受けとめたのですが、私はやっぱりこの特別委員会の中で方向性というものは多数決をとったならば過半数以上の賛成で決まるだろうと。過半数で決まることと3分の2以上の同意が必要なことでは私は全然違うと思う。だから何が行くかと、3分の2の賛成、同意が必要なことがやはり最初に行くであろうという意見を持っていますので、です。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 先ほど来から言っていますけども、この最終報告、この特別委員会の出した結論と、それから位置条例というものは別々のものではないということはさっきから言っております。それは椋田委員、橋尾委員と同じ、セットであるというふうにも私は思っておりますので、今のこの伊藤委員のおっしゃった御意見というのは少し先ほどの議論の中身とちょっと違う御意見だなというふうに伺いました。あくまで位置条例も私たちは責任を持って判断しないといけないというふうに思っておりますから、ただ、今回、この33回、34回、35回と続いていく委員会の中で私たちが長い間この特別委員会の中で議論をし、報告を受けてきた内容を改めてこの33回、34回で精査をして、そして将来にわたって必要な庁舎の位置づけというものはどういったものなのか、場所も含めてこの特別委員会で判断を下して、そして議決を要する、議決ですよ、私たち議員が判断をしていく、議決をしていく特別議決のことについても当然私たちが責任を持ってそれ臨んでいくということですから、ただ、伊藤委員がおっしゃっておられるようにこの3分の2の特別議決をまず初めに議論しようというのは、これは無理なんですよ。まずはこの特別委員会の結論が出ないと特別議決にも移れないわけですから、まずは最終

報告まできちっと私たち特別委員会が責任を持って結論を出して、そして9月議会になるのか臨時議会になるのか、これはまだわかりませんが、その特別議決を私たちがまたそれに臨んでいくと、議会全体として判断を下していくということであるわけですから、何ら私は流れとしては矛盾もないし、そのとおりでいいというふうに思っております。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 3分の2の賛成、同意が必要な位置条例のことを先に議論すればいいじゃないかというのではなくて、私が言いたいのは、要はこの特別委員会の中の決めようとされていることは全て過半数の賛成があれば何かしら出てくるわけですよ。けどそのことが行く行くは、後々に3分の2の賛成、同意が必要な位置条例でこれまでの議論がチャラになるというのか、ペアになるというのか、そういったひっくり返るといふ可能性もあるっていうことをやっぱり認識しとかないといけないじゃないかという、そういう問題提起のつもりだったんですけど、決して先に位置条例どうのこうのという、それを議論しようとは思っていません。ここの特別委員会のそれは任務でないということはわかっています。ただ、決して切り離せないものだという事はわかります。だからこそ過半数と3分の2というこの違いがすごくやっぱり私は考えなきゃいけないことじゃないかなと思います。

◆中西照典 委員長 待ってください。伊藤委員、これ議員は皆ね、位置条例のことは必ず頭にあるわけですし、誰も今言われたような問題を可能性としてあるということは思っているわけです。ただ、3分の2の話が固まらないと物が進まないというのじゃなしに、この委員会はあくまでも庁舎の位置を決めるという、決めて報告するという事ですから、その中に可能性はあるわ、ないということを書いて出したら切りがありません。だから可能性はあるなら、その可能性に向かって行くので、ない場合もそらありますよ。けどそれと今ここで我々が真剣に議論してきたものに対しての一つの方向性を出すというのは、それはまた別な話ですから、そのことをやりましょうと。それから今言われたような可能性があるとすることは皆さん御存じだと思います。だからその提案、そういう意見があるということも皆さん知っておられると思えますよ。

下村委員。

◆下村佳弘 委員 委員長がおっしゃられたように、庁舎の位置はこの委員会で決まるわけがないということです。この委員会が報告書を出しても庁舎の位置が決まるわけではないということだろうと思います。議会としては、こういう報告でありますけれども、執行部としてはどうなのですかというボールを執行部に投げるわけですよ。それが3分の2以上あればいいですし、半数しかないようでしたら3分の2になるように、執行部の提案がですよ、なるように執行部が修正をかけた再提案をするということだろうと思います。だから何の矛盾もないですし、これが議会、行政のルールだというふうに思いますので、そういう可能性があるということ伊藤委員は指摘しておられるだけだというふうに思っております。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 先ほど申し上げましたが、場所の問題がなければここで過半数以上の総意にならなければ採決ということも、そら議会ですから、あり得るでしょう。しかし、場所を決め

るということは3分の2が必要なものであるだけに、内容として、それを総意または採決ということで過半数の採決で決めるということについて、それはやっぱりおかしいじゃないですかということをおしは申し上げているということです。

◆**中西照典 委員長** そういう意見があるということです。それはそれぞれのところで、ここでどっちが正しいかをとるわけではありませんので、だからこれはあくまでも先ほどありましたようにこのイメージであります総意または採決でいくということで、これ進めていきたいと思いません。

それぞれの意見が出ましたけども、スケジュールのイメージ図というのはあくまでイメージですので、これ36回がもう少し延びるかわかりません。小刻みに委員会を開かないといけない可能性だってゼロではないですけど、一応このスケジュールのイメージ図どおりに行かせていただきたいと思えますけど、よろしいですかね。

では、承認していただけたということで進めさせていただきます。

先ほどのイメージ図がありますね。まず、一番左側の各方針ごとに重要なポイントについて皆さんに意見を言っていただきたいと思えます。それを各方針ごとにせんだってまでポイント評価、そういう視点を皆さんに出していただいて表にしております。もう一度方針の一つ一つに従って確認していき、そして各委員の中でやはりこれは全体、5つのポイントを総合して位置を決めるには、やはりこれは最重要なポイントだということをそれぞれが出していただいて決めていきたいわけですが、防災機能の強化についてのところもう一度というか、いま一度朗読させますので、じゃあ、次長、お願いします。

○**河村 敏 市議会事務局次長** 以前お配りしましたA3のこの表に基づいて説明させていただきます。

まず、防災の機能の強化を朗読させていただきます。

建物と設備の耐震安全性の確保です。構造体I類、建築非構造部材A類、建築設備甲類、ライフラインの確保（72時間以上の電力供給、給排水機能など）。

次の項目です。防災拠点としての敷地の広さ。駐車場は、災害時に車をとめるだけでなく、テントの設置や他の目的に転用されるためオープンスペースが重要となる。駐車場は、広ければ広いほうがよい。災害時に駐車場が不足する場合は、近隣の民有地を借り上げて活用する。

次の項目です。災害対策本部、会議室、通信室、防災・災害備蓄倉庫、多目的スペースです。災害救援物資を保管し、速やかに搬出できる防災備蓄倉庫の規模の検討。他の市有施設の活用。多目的スペースの広さは、発災直後の市民避難場所とボランティア拠点をどこに置かなどの視点での検討も必要。

次です。迅速な指揮命令、情報収集のための機能、部署の集約。災害時対応は、全庁（全職員）体制で行う。

次です。ヘリポート。設置の可能性について検討。

次、緊急輸送道路（主要幹線道路）。旧市立病院跡地が有利。

次、液状化対策です。現本庁舎敷地と旧市立病院跡地のどちらも対策は可能。以上です。

◆**中西照典 委員長** 今ポイント評価の点をこのようにこの委員会で指摘してきました。それぞれ

はそれぞれに重要であります、この中からやはり敷地の決定については特にどれが重要であるかということをお皆さんの中で議論を交わしていただければ、出していただいて議論を交わしていただければと思います。一旦1回は皆さんと議論交わして出たところでもありますけれども、それぞれどなたから意見を。

有松委員。

◆有松数紀 委員 この防災機能の強化については、整備案1も3も新築ということで検討しとるわけですから、大体どちらの設備といいますか、建築の形をとってでも可能だという評価の中であるわけですが、やっぱりその中でも一番際立ったのは交通事情といいますか、アクセス事情、防災時、有事のときの防災の連携をとるための道路網が複数にあるということ、53号、あるいは国体道路、あるいは環状線と、そこら辺の主要道路を基本にしながらいろんな考え方、対応の仕方ができるという部分では、やはりどちらかといえば1案のほうがそういう部分では優位性があるというふうに考えられるのではないかなというふうに思います。

◆中西照典 委員長 そのほかに。

寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 ここで面積というのが出ておまして、広い面積がいいということで、市立病院跡地には1万3,877平米ですか、プラス隣の公園がありますんで、3,800平米、1万7,677平米ということで、こちら現在地、現庁舎、本庁舎より約1万平米の敷地面積が広いということがあります。非常に災害的にはやっぱり物資の輸送とか大型車両というのがたくさん入ってきますし、またいろいろヘリポートといいますか、ヘリコプター等もあります。今の考え方は、この広い市立病院跡地のほうはいろいろなテントでも仮設テントいろいろ張れるということございますし、現庁舎についてはどうも1階部が駐車場で、2階部から建物、それで前の駐車場には一部2階の駐車場も想定されていますので、非常に航空面といいますか、空からの便とか大型車両がその辺もなかなかちょっと難しい面もあるかと思っておりますので、この広さの点ではこちらのほうが有利かなと思います。

◆中西照典 委員長 そのほかどうですか。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 ヘリポートですけど、もう一回ちょっとこれ執行部に御説明いただきたいんですが、どういうケースを想定されているのか、ヘリポートの用途ですね。

いま一つは、他の公的機関のヘリポート等との関係というか、連携といいますか、そら無条件にあるがええか、ないがええかといったらあるがええですし、いっぱいあるほうがええか、少ないがええかといったら多いほうがええでしょうし、広いがええか、狭いがええかといったらそら広いほうがいいでしょうけど、いろんな諸状況、諸条件の中で判断をしていくわけですから、このヘリポートについては今の他の公的機関との、一般論で言うと民間もでしょうけど、鳥取の場合には公的ということが大きな要素を占めるのだらうと思っておりますので、そのあたりもう一度御説明いただけますかね。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。

ヘリポートにつきましては、4タイプあるのではないかなというふうに考えております。

まず1つ目は、消防防災ヘリやドクターヘリなどの航空法によって大臣の許可を得た臨時ヘリコプターの離着陸場ということで、場外離着陸場というふうに言われておりますけれども、東部では鳥取県立中央病院、それから鹿野防災ヘリ基地、若桜中学校、智頭病院、プレイランドの跡地がこの場外の離着陸場になっているということのようです。この場合には離着陸する上で必要な空域と周囲の安全が確保されるということで認められるということで、この場合は今回はちょっと難しいなという気がしております。

次に、2番目で災害時において緊急の活動を行うための目的で設定される離着陸場で、学校のグラウンドであるとか河川敷、駐車場など法的制限の緩和によりまして平時は別の目的で使用している場所であっても極端に言うとも40メートル四方程度の空き地であれば比較的容易に設定できるものとして防災対応離着陸場というものがあるということでございます。

3番目に、火災時や緊急時にヘリが消火活動であるとか人命救助を行う目的でビルの屋上に設置されたヘリポート、緊急発着場というものがあるそうです。

それから4番目に、ビル火災や緊急時にヘリコプターが接近して、着陸は行いませんけれども、ホバリングを行って災害救助活動を行うというタイプですね。これは屋上にRという文字を書いたようなものですね。近年ビルの屋上に多い緊急救助用スペースと言われるものがあるそうです。

これらを考えてみますと可能性としては2番目に申し上げた防災対応離着陸場というものが考えられるんですが、近くには河川敷もありますし、小学校のグラウンドもありますし、この辺は十分にこれから安全面とかいろんなことを検討しながらやっぱり決定していきたいというふうに考えております。以上です。

◆中西照典 委員長 よろしいですか。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 いつものことで申しわけないんですけど、今の4タイプですね、また資料提供いただければありがたいです。よろしくお願いします。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今のヘリポートについて、先ほど専門監からありました災害時の対応離着陸場としてのヘリポート対応ということですが、これは確かに常時のヘリポートが必要かどうかと言えばその必要性はやっぱり検討しなくちゃならないと思いますけども、やはり災害時、大災害のときにおけるヘリポート場の数の現状を考えれば災害時の対応も見据えて対応可能であれば検討すべきだろうというふうに思いますし、先ほど学校の校庭であるとか河川敷というようなお話もありましたが、これはヘリポートの離着陸時にはやはり砂ぼこりが飛散しないように水をまいておかないといけないとか、さまざまな条件も付加されてくるわけですよね。さらには災害対策基本法とかやはり考えて、それに基づいて可能な限りこのヘリポートの災害時の対応を考えるのであれば広い敷地においてその検討が可能な面積を要する私は市立病院跡地において必要であればそういう災害時の対応としてヘリポートの位置づけというのは、これは求められてもいいのではないかなというふうには考えるところです。

◆中西照典 委員長 そのほか防災機能の強化という面に対して重要なポイント、ほかには、
下村委員。

◆下村佳弘 委員 よくマスコミでテレビの中で、何が困っているかというのを映すわけですね。そうすると道路に車がとめてあるというのが一番困って、救助にも非常に困っているし、物資輸送あるいはけが人の搬送などもう道路が寸断されて作業が進まないという状況がいつも映し出されております。これやっぱり緊急輸送道路が少ないからだろうというふうに思うのですが、この緊急輸送道路というものが多い、選択肢があるということがやはり一番この災害防止上の上で重要なことだろうというふうに思います。

◆中西照典 委員長 そのほかいかがですか。
副委員長。

◆吉田博幸 副委員長 災害対策本部、会議室、通信室というようなことがあります、この下のほうに発災直後の市民避難場所とボランティア拠点をどこに置くかなどの視点での検討も必要ということがありますね。これ非常に大切なことであろうと思うのですが、果たして市民病院のところに広い場所があるけえとって、それが全部ここに収容できるかといえは本来の全体的な市での動きを見ればこういうものは別なところに、一時避難所ですね、近隣の小学校であろうが広い市有地であろうが、そういうところを活用したほうがこれはええんじゃないかなというふうに僕は思っております。

それから緊急輸送道路ですけれども、一面市民病院のところもごっついええような皆さん感じ持っとられますけども、大変混雑するところですわ。ふだんでもなかなかトヨタまでのほうが行けないというような、扇町のトヨタの角のところまで行けないような気がしております。ですからこの今の現庁舎でも上町松並線ですか、田島松並線、これが割と広い道路があります。53号があります。それから旧の29号線の若桜に抜ける道があります。決してこの場所の道路事情、これも遜色ないというふうに僕は思っております。

それから敷地の広さですけれども、この辺は学校の、いろんな県の施設なんかもありますし、結構利用できるじゃないかなというようなこともあって僕はそういう、同じようなことが書いてありますけれども、敷地の広さのところは面積的にも、面積的には劣っておりますけれども、それほどここが劣っておる、現庁舎の現位置が劣っておるというようには、総合力ですから、最後は、市も県も言っとりはせん、学校の高校だろうが小学校だろうがそのことは言っとれん、みんなが一致しての協力体制を組まないといけないというふうに思っておりますから、決してこの場所が、現庁舎の位置の敷地が少々狭いからといって劣っておるというふうには思っておりません。以上です。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 私、敷地のことで申し上げますと、やはり敷地の広さというのは災害時において広いか狭いか、なかんづく狭いというのは災害時においては致命的だろうというふうに思うわけです。この災害対応は、全庁、全職員でやはり速やかに災害対策本部を設置して、全職員が参集をして、そして対応しなくてはならないわけですが、そのためには災害はそれこそいつ起こるか分からないという状況の中で、夜起こるかもしれないし、場合によっては土日か

もしれないし、いつも職員がこの庁舎にいるというときに災害起こるといふ可能性はないわけで、そう考えると職員がいついかなるときでも参集ができる広い敷地を持った、駐車スペースも含めて、そういった庁舎というのがやはり望まれるのではないかなというふうに思いますし、この全職員が参集をして、なおかつ市民の避難場所にもなり得るそういう広い敷地というもの必要性というのはやはりあるのではないかなというふうに思いますし、また交通の便におきましては災害時に例えば職員がJRを使って一番近い庁舎に集まる、またバス路線を使って集まる、そういったところを考えればより集まりやすい、そして災害時において速やかな対応が可能なのはやはり広い敷地を持った、なかんずく交通の結節点にある場所ではないかなというふうに思います。

◆中西照典 委員長 吉田副委員長。

◆吉田博幸 副委員長 結局つまるどころに、JRでも動くか動かんかわかりません。そのときの災害にもよりますけれども、阪神・淡路のときには全然役に立たなんだというようなこともあります。高速道路も使えなかった。山道を伝ったりしてようやくその位置にたどり着いたというようなことでした。1週間かかってもそれぐらいの状態でしたから、とつてもだないが、やはり初めにそれだったら自衛隊なら自衛隊に早く出動してくださいよというような体制をとっていったほうがええといますし、僕は決してさっき敷地が広いほうがええとかなんとも言われましたけど、そら広いほうがええですよ。ですけども今の市民病院跡地に何にもかんにも避難する人、近所の人を入れるというようなことはあんまり感心しませんねと。混乱が増すだけです。以上です。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今この防災機能の強化の中で私たちが議論してきたのは、必ずしも旧市立病院跡地の敷地が広いから全ての市民の被災者をそこに集めるという議論ではなかったと思います。やはり吉田副委員長がおっしゃるように、より身近な避難場所に避難をすべきであるし、しかしながら先ほど副委員長がおっしゃったように、もし自衛隊が発動ということになればそれなりの大型車両であるとかそういったものが集結しやすい場所、またそれなりの面積を持つということもまたこれは必要であるわけですから、全ての被災者が市立病院跡地にということではないというふうに思いますね。

◆中西照典 委員長 橋尾委員、じゃあ、どうぞ。

◆橋尾泰博 委員 同じような話になると思うのですが、先ほどから出るとるように全庁、全職員体制で行う、これは私いいと思うのです。ただ、問題は、災害が起きたとき、やはり本庁舎の機能というのは指揮命令系統をきちっとする、情報収集をきちっとする。それで災害といつても鳥取の766平方キロ全部が災害に遭うわけということは当然考えられない。大規模災害としてもやっぱり我々が想定できる範囲というのは、鳥取市の地域の2割、3割、これがもうやっぱり災害に遭ったら大災害だろうと。ということであるならばやはり近隣の皆さんは、近くの学校だ、公民館だ、体育館、そういうとこに避難をされる。

要は市の職員は、やはり私は現場主義でいかなないといけないというふうに思っています。ですから学校に避難された方が100人、200人おられるのであればやはり市の職員が何人かそこ

に行って避難されとる皆さんのお世話をする。私はそういう体制をどうとるかということのほうが重要であって、やはり本庁機能というのは対策本部でいろんな情報を集めて、それぞれの避難場所に活動しておるボランティアの方、あるいは自衛隊の方、あるいは市の職員、いろんな方にやっぱりきちとした命令系統が伝わっていくかということに主眼を置くべきだろうというふうには私は思っておりますので、2番目に書いてあるように駐車場は災害時に車をとめるだけでなく、テントの設置や他の目的に転用するためオープンスペースが必要な、確かにそうでしょうけども、やはり私はそら広いがええか狭いがええかといったら広いほうがええだ。ならどれだけ広いがええかって、みんなわからんわけで、要は今ある条件の中でどうやって有効に対策がとれるのか、今の現状のこちらの場所であればどういう対策がとれるのか、向こうであればどう対策をとれるのかということを考えるのが先であって、やはりちょっと議論が偏り過ぎた議論になっておるなという感じが私は聞かせていただいて受けますけれども、どうでしょうか。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、橋尾委員がおっしゃった職員の災害対策本部のもとでどのように動くのかというのは、これは一度参集をして、そしてどのような何人の職員がいて、その職員の数も確認をして、そして災害対策本部のもとでこの地域防災計画に記載をされているそれぞれの持ち場所に派遣をしていくという、集合離散ということがこれは根底にあるわけで、災害発生後、直ちに職員の皆さんが自分の持ち場に走るというのは、これは逆に指揮系統がとれなくなる。やはり一度参集をして、そしてそこの対策本部のもとで誰がどこの避難場所に行って市民の対応に当たるのかということが必要になってくるわけで、そう考えればより多くの職員の皆さんが一堂に会せる場なり集合離散ができやすい場所、そういったことの検討がまずあって、そしてその後で橋尾委員がおっしゃるように現場に赴いていくということが、これはやはり防災計画の速やかな対応ということになるというふうに思います。

◆中西照典 委員長 ちょっと待って。いわゆる先ほど言いました指揮命令系統とかそれは、これは庁舎をどちらにあってもそれはしないといけないのだけでも、先ほど言われたように離合集散したり、そういう場合にどちらがよりいいのかということで、これは建物がどちらにあるほうがよいのかということですので、今の意見で何か前田専門監のほうであれば。

前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 まず、駅南庁舎と今度つくるであろう新庁舎の距離がどうあったほうがいいのかというお話が一つございました。そのときにやはり初動の体制がとりやすいということには、やっぱり距離が近いほうがいいというのは単純に言えるであろうと思います。

それから一つ、災害の種類にもよるとは思いますけれども、例えばこちらのほうに新庁舎をつかった場合に、袋川が増水した場合の駅南庁舎と新庁舎がどうかとか、例えば地震のときに橋を渡ってこなければ駅南庁舎とこの本庁舎とつながりがどうかとか、それから情報関係がどうかというふうにいるいろいろ考えてみますと、やはり2つの庁舎が近いにこしたことはないというのは一つ言えるじゃないかなと思います。

それから敷地の広さでございますけれども、広ければ広いほどはもちろんいいと思います。

今、副委員長さんがおっしゃいましたように、それを避難場所として使うかどうかということ別にいたしましても、やはりそこできちっとボランティアの方の指揮命令がとれるようなスペースがあるとか、そういうもの必ず必要になってきます。そういうことを考えればやっぱりきちっと広い敷地の中でそういう体制が組める、初動体制が組めるということが非常に大切なことではないかなというふうに感じております。私のほうからは以上です。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 今、専門監から**(聞きとり不能)**ボランティアの拠点を**(聞きとり不能)**本庁舎に置くのがいいのかということは、先ほど吉田副委員長も**(聞きとり不能)**で検討しようということになった。それについてはちょっと意見申し上げておきたいので。

もう1点お尋ねしたいのですが、先ほども出ていましたけど、自衛隊の車両等が参集というか、来ると。もちろん私は1台たりとも必要ないとか来ないとかという意味ではないですけど、多くの自衛隊車両あるいは特殊車両が市役所の、大規模災害時にですよ、大規模災害時といってもいろいろあるけれど、一言で言うならば大規模災害時を想定しているわけですから、そういう先ほどあったように橋が落ちるとこもあったり、道路が陥没しとるとこもあったり、まさに水につかっているとこもあったりというような中で全てが市役所というところに、指揮命令はもちろん必要だと思いますが、市役所というところに人や物や車が全て参集するということが果たしてどうなのかというふうに私は思っているのですが、全般的な議論をちょっときょうは控えて、自衛隊車両という話、例えばどういうことが現時点で想定されているのですかね。これ想定せずに理屈だけで議論がなっているのだとは思いませんので、一つの想定なのか、3つの想定なのか、5つなのか、どういうことが想定されているのでしょうか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今ちょっと自衛隊についての御質問でございますけども、自衛隊、まず災害の拠点として重要性なのは、やはり何回も言っておりますけども、初動体制ですよ。その中でまず情報収集をするということ、それによって災害対策本部で適切な指示を出し、それで職員がその現場に向かっていくというところで、まず初動体制を組む上で災害対策本部の設置、会議に当たっての自衛隊の本部、それは県なりから要請をしてやっていくということで、実行部隊ではなしに災害対策本部に対しての要員ですよ、それをまず集結する。その次に、どういう手当てをしなきゃならないかということになってくると、自衛隊が各支部によってそれから来てもらえるという体制になってくると思うのですよ。その段階で災害の救助に向かう体制、それから避難された方に対する炊き出しなりそういったものの体制というものを組んでこられると思うのですよね。それを一時的に集結する場所というのは、どちらかに設けなきゃならないということもおわかりだと思うのですが、そういうことができる広さがあればそれを敷地内に確保できるということで、拠点の中で一括してそれは体制としてとれるという意味でお示ししているところです。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 私は専門家ではありませんので、これ以上申し上げませんが、やはり今の説明聞いておっても何かのシミュレーションなり事例検討の中で説明いただいているようには聞こ

えないのですよね。理屈だけが並んでいると。具体的な議論、あるいは具体的な整備ということになるとまさに、こういうときに想定外という言葉は適切かどうかわかりませんが、想定しているもの以外のいろんな災害というもの起き得るということは当然視野には置きながらも、やっぱり地震であったり水害であったり、そのほか幾つかのシミュレーションと申しますか、そういうものを考える中で私はこういう整備というのは進んでいくのだろうというふうに思っていますので、なおかつ先ほどの指揮命令というところはわかりますけれど、じゃあ、自衛隊の特殊車両が何台も市役所の敷地に参集する、あるいは玄関前に横づけする、そんな議論もこれまででありましたけれど、先ほど言いますように私は1台もないとか必要ないとかという意味ではもちろんないですけど、何か理屈だけでもう災害、それに対する対応は喫緊の課題だという名のもとに大きければ大きいほどいいと、広ければ広いほどがいい。先ほど言いましたように単純に考えればそら大きいか小さいかといったら大きいほうがいいのかもしいけれど、総合的に判断していく中で少し何か空論になっているように私は思えてならないので、これは失礼な言い方かもしれませんが、そうでなければこれからじゃなくて、これまで検討されているシミュレーションを資料としてまた一回お届けいただきたいというふうに思いますし、意見として申し上げておきたいと思います。

◆中西照典 委員長 じゃあ、意見として。

何かある。

亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今おっしゃったように、今庁舎整備の候補地としては市立病院の跡地、それから現在の庁舎の敷地、限られた面積の中でしか議論はできませんけども、ですから災害に対しては広ければ広いほどいいと、これはもう皆さん御承知だと思いますけども、限られた面積の中でどういう対応ができるかということで説明させていただいたわけですので、また改めてその点については資料なり提出させていただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 ちょっとだけ確認です。あくまでもこれにしている整備案の1、3案とこのいう条件がありますんで、その中で皆さん当然していただいていると思いますけども、改めて言わせていただきます。

前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 もう1点補足で説明させていただきます。主要幹線道路のアクセスの件のお話がありました。その中で市立病院跡地のほうはルート9とルート29とルート53を何らかの国体道路や環状道路を使ってアクセスがしやすいということが言えると思うんです。それでなおかつ高速道路が近くにあるということも一つの利点ではないかな。多量な物資なり、高速道路が使えないということは考えないでおくと非常にこれも有利かなと思います。

それに反して例えばこちらのことを考えた場合に、それぞれの第1次緊急輸送道路からもちろんアクセスはできますが、一つとして中心市街地をそれぞれ通ってこなければならぬということを見ると、そこには倒壊があるかもしれませんし、いろんな災害状況に応じてやはり密集地を通るというのは少し余りよくないのではないかなという気はしております。以上です。

◆中西照典 委員長 あくまで今、防災機能の強化のところに焦点を当てて話ししていただい

ます。

ちょっと時間も進んでいますので、次に進ませていただいてもいいですか。

じゃあ、行きます。市民サービス機能の強化。

河村次長、じゃあ、朗読を。

○河村 敏 市議会事務局次長 市民サービス機能の強化です。

まず、駐車場の確保です。現本庁舎敷地に駐車場を確保するための立体駐車場は可能である。ワンストップサービスを行うことにより来庁者の滞在時間が短縮される。駐車場の広さによる車の事故の多い少ない、多寡。

次です。窓口部署。ワンストップサービスによる職員の業務スペースの検討。相談室のスペース、数の検討。窓口関係部署がワンフロアの場合とツーフロアの場合のワンストップサービスは、ワンフロアのほうがワンストップサービスに適している。バリアフリー化の徹底です。誘導基準への対応。

次に、交通アクセス。主要幹線道路、バス、列車などでの利便性。市立病院跡地のほうが交通アクセスに優位性がある。以上です。

◆中西照典 委員長 市民サービスの機能の強化、市民の方の利便性の件ですけれども、これについて特にこの点は庁舎を新築する場合にはこちらがいいよというようなことでポイントとして上げとかなないといけないと思われる点を皆さんにお聞きしたいと思います。どなたか。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 あえて言えばバリアフリー化の推進ということと、それからワンストップサービスを今後庁舎機能として実現をさせていこうと思えば、やはり書いてありますようにワンフロアのほうが適しているという点は大きいのではないかというふうに思います。

それともう1点、さまざまな市民相談がある中で、プライバシーの保護を考えればワンストップサービスのワンフロアの中にこの相談室の配置というものが適切に行われていると、設置されているということが望ましいというふうに考えます。

◆中西照典 委員長 そのほかどうですか。

あくまでも何度も申しますけれども、旧市立病院跡地、あるいは現本庁舎駐車場、こちらに新築するには念頭に入れていただいて、この点はどういうことを発言される方はいらっしゃいませんか。

有松委員。

◆有松数紀 委員 駐車場の関係になりますけれども、基本的に市民が利用しやすい駐車場スペースというのは、やはり平面駐車だろうというふうに思います。敷地の条件といいますか、そういったものでこれは限られてくるわけで、1号案、3号案分かれておるわけですが、可能性として優位性があるのはやはり平面駐車場ができる、必要な面積が確保できる駐車場スペースというのは市民病院跡地のほうが優位ではないかなという感じがしております。

◆中西照典 委員長 そのほかに。

寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 私もちょっと駐車場についてお話ししますが、今の現在この現庁舎のところ

ですね、200台、一部立体駐車場をすれば、2階建てですか、80台確保できて、280台確保できますよということですけど、1階駐車場というのがどうも屋根つきといいますか、庁舎がずっと上にあるということもありますし、また前のほうの駐車場については立体でということで、非常に交差点から隣接するという点があり、駐車場に入られる方、今入り口付近から非常に混雑するというのがあると思います。仮にバック駐車とかされる場合とか、ここ今でもふだんでもごっつい込んでいるということがございますので、非常にその辺はやはり広い駐車場はほとんど平面的でわかる駐車スペース、この辺で渋滞しない対策がとれるじゃないかと。市立病院は広いということで、その辺が有利ではないかと思えます。

◆中西照典 委員長 そのほかに。

下村委員。

◆下村佳弘 委員 市民サービス機能の強化ということで言えば、これ全部重要なポイントではないかというふうに思います。これどれ一つ欠けても住民にとってはサービスがよくないと感じるはずだというふうに思います。

駐車場の確保についてもこの間専決にあったように駐車場の中からも事故が起きるということで、職員でも事故起こすのに来庁者が事故起こす可能性高いですね。

それからワンストップサービス、業務スペース、これはどこの庁舎に行ってみても、いろんな庁舎に行きますけども、広いほうが有利というのは、これはもう明白の理だと思います。

それからバリアフリーの徹底というのは、両方どちらでも可能ですけども、今でも車椅子が通らないということを考えると障害者の方に非常に優しい庁舎にしなければならない、それだけの広さが必要だということだろうと思います。

利便性については、交通アクセスいいほうがいいというのは、これは住民サービスにとって当たり前のことだろうというふうに思います。そういうことを考えれば全部重要なポイントであろうというふうに思いますね。

◆中西照典 委員長 下村委員が全て、今まで議論してきたわけですから、皆重要なポイントなんですけど、とりわけてやはり全て重要であるという意見ですが、よろしいですか。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 議論が偏った話になっているのだけでも、やはり1案、3案、資料見させてもらってもどちらもできるのだよね。できるでしょ。執行部から出ている資料からすればね。

それでちょっと確認だけ、この駐車場80台、これは西町に置いとるような駐車場の公用車を持ってくるといふことか。ということだよ。それで平面の駐車場200台というのを一つの基準で議論しているけども、こっちの敷地の中で本当に200台しかとれないの。図面引いてみたの。こっちのほうの敷地が狭い狭いという話だけでも、現実的に市庁舎の整備局として何台平面の駐車場としてとれるのか図面引いてみたの。

それからこの80台、公用車、今、西町に何台入れているのかな。2カ所借りていたよな。現実的に執行部から提案をされた市役所の今現在使われている、市役所利用者にとっては利用台数が80何台だったかな。それと近隣の商店街の人使われる、あるいは市民会館利用される、そういうことで今151台がある中で回していると。それが平日の6割は満車になつとるといふ報告は

受けたのだけど、それを平面駐車場200台ということで市庁舎整備局から出ているけども、本当にこれ200台しかとれないの。ここら辺をきちっと資料出してもらわないと本当の議論になりませんよ。

◆中西照典 委員長 いや、ちょっと忘れたけど、その議論は以前あったと思うのですけどね。
(発言する者あり) だからそれは面積から割り出されたということでしょ。これはどちらもそういうあれでしているの。

橋尾委員、どうぞ。

◆橋尾泰博 委員 例えば面積が7,969平米、当然通路もつくらないかんでしょうね。道路もね。それで今まで我々が聞いていたのは、大体車1台25平米ということだよ。そういう数字が出ている中でアバウトで200台とか、この200台というのも災害を想定して、本来からいけば150ぐらいでいいのだろうけども、災害時のときに緊急車両等も、あるいは報道の車も入ってくるというようなことで200台という想定にはなっているけども、現実に本当に200台しかとれないのか、やっぱりそういうきちっとした資料出してくれないと、比較検討にもならないじゃない。そら広い土地だったら例えばこれ280台とってもまだ土地は余るでしょう。余ったところは緑地にすりゃええという話になってくるのだろうけど、やっぱりそういう……。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 以前に少し御説明申し上げましたけれども、ここの建物の今本庁舎が建っている敷地が3,963平米、3,963.86平方メートルございます。それで市民会館部分のアプローチを少し考えて、この面積の中に120台駐車ができるでしょうと。市民会館の入り口のところです、そこを少し考慮して120台、それから現在の駐車場のところに1階にピロティーにするのですけれども、ピロティーにすると桑田議員さんがおっしゃったようにエスカレーターをつけたりとかもろもろがあるので80台ということで、200台が精いっぱいでしょうというふうでお答えをしました。ですからそれを少し…。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 駐車場の敷地ですが、まず舗装部分が2,549.86。ただ、これは現在の都市計画道路に引かれていないという数字でございます。それから砂利部分が879.33、両方合わせて3,429.19というふうになっておりますけど、これから都市計画道路減っていくということで、そこに建物の下に入れると80台ぐらいというふうに計算をしてあると。

◆中西照典 委員長 よろしいですか。

では、市民サービスの機能については一応ここで終了させていただいて、次に、庁舎機能の適切な配置というところ。

では、河村次長、お願いします。

○河村 敏 市議会事務局次長 庁舎機能の適切な配置。

多目的スペース。災害時の活用が第一。平常時は市民交流スペースとして活用。低い階にあるほうが有利。庁舎内確保の必要性和規模。

次に、本庁機能の集約。新庁舎、駅南庁舎、さざんか会館、環境下水道庁舎を庁舎として利用。公用車を集中配置した場合は、旧市立病院跡地が条件がよい。現本庁舎敷地を利用する場

合の公用車の分散配置の可能性。庁舎間移動の経費の考え方。

次に、行政事務に必要な床面積の確保。人口減少、行政事務量及び職員数の関係。中核市移行に伴う権限移譲による事務量の増加の影響。本庁舎機能が十分果たせる広さが必要。議会機能に必要な面積の検討。事務所、衛生基準で求められる諸室（仮眠室、休養室など）の適正確保。会議室、書庫、倉庫の適正確保。以上です。

- ◆中西照典 委員長 というのが今まで皆さんにお出しいただいたポイントであります。このポイントはそれぞれ必要な件ですけど、主に重要な、これはやはりまず重要だと思われるところを指摘していただいたらと思いますけども。

棕田委員。

- ◆棕田昇一 委員 この多目的スペースのところで、議論してきたんですけど、災害時の活用が第一。災害時にこうこうこういうふうに活用すると、それから平常時にはそこをこうこうこういうふうに活用すると、これはもう当然だと思のですが、災害時の活用が第一という表現をすると何かもうそれだけで全て物を言わせんと、こういうようなやっぱりイメージを与えちゃうので、別に災害時の活用、そしてそれは平常時には市民交流スペースとして活用するんだと。これは私たちの中の議論もありますけど、市民への説明であったりメッセージであったり、そういう面がありますんで、今度整理するときには少しこのあたりの表現は整理をいただきたいなど、こういうように思っております。

- ◆中西照典 委員長 字句よりもやはりこれが大事というところにかかわらず多目的スペースというのが庁舎の適切な配置には必要だということからの意見ですか、今のは。**(発言する者あり)** そのスペースが必要で、第一というのが余り強調され過ぎているということですね。表現として不適切だということのようですが、**(発言する者あり)** 強調し過ぎているということですね。

それでは、そのほかに。

下村委員。

- ◆下村佳弘 委員 今の多目的スペースというのは、非常に重要だろうというふうに思います。私も災害第一ということよりも、これは市民交流という観点からすればお金にはかえられないものだというふうに思います。これは税金を投入するわけですので、それはあるかと思うんですけども、税金を投入する意味というのはあると思うのですよね。なぜそういうものにはほかのところがお金使っているか、やっぱりそれなりの意味があってやっておられるのだというふうに思います。私、視察に行くといつも市民交流のためのまさに必要な場所としてふだんから非常に使われておりますよね。そういうスペースがあって。これ本当に市民のためのスペース、これは非常に大事なことだろうというふうに思います。だから今のように災害があったから、なかったからということではなくて重要なものだと、重要な事項であるというふうに思っております。

- ◆中西照典 委員長 そのほか。種々出ておりますけども。

桑田委員。

- ◆桑田達也 委員 今、下村委員のおっしゃったことと少し重複するかもしれませんが、やは

り私も各地に視察で市庁舎を訪れる際に、市民コミュニティの広場といいますか、本来の市役所というのは当然ながら市民のためにある役所ですから、市民の皆さんが十分にこの市役所を活用できるそういう機能というのが必要でしょうし、機能の適切な配置ということと市民サービスということとつながるのかもしれませんが、やはり平常時における交流スペースの今後、庁舎に求められる機能としては十分生かされるスペースがあったほうが良いなというふうに考えますし、またあと本庁舎機能が十分果たせる広さが必要という点ですけれども、先般訪問した自治体では例えば市民窓口を民間委託して、そしてよりサービスの向上を図っている、市民満足度が90数%という非常に高いそういう市民満足度を誇っている自治体がありました。そこは民間の活用ということと、そして当然市役所情報というものもありますから、その市役所職員とのすみ分けをしっかりと行っていないといけないという観点もあることから、それなりのスペースがワンストップサービスの窓口には設けられていたということを考えれば今後そういう機能もこれからの庁舎には必要になってくるのではないかと。議論として上がってきた場合に十分そういう機能が果たせる広さというものが必要になってくるのだろうというふうに思いますので、この本庁舎機能が十分果たせる広さが必要という点、これはさまざまなこれからの対応ができるスペース、それを確保するということが大事なのだろうというふうに思います。

◆中西照典 委員長 そのほかにどうですか。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 この庁舎機能の適切な配置ということで、行政事務に必要な床面積の確保って、これ建物の規模にも関連してくるのだけでも、こうやって項目は6項目上がっているのだけでも、いろいろ議論してきたけども、なかなか具体的な話にはならんのだが、どちらも同じ面積を確保というふうにはなっておるのですが、わかったようなわからんような話でね、実際は、いろいろ議論してきたけど、設計もしてない段階だからどの程度の広さでどの程度でというようなことはわからんわけであれだけでも、例えば議会機能に必要な面積の検討というようなことになっていますよね。議会はたしか35平米だったかな、一人頭。そうすると1,100平米か。今のこの鳥取、本庁舎で使っている議会のスペースってどれくらいあるの。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。

会議室を含めて1,470.92平方メートルというふうに出しております。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 それは例えば4階の委員会室とかあんなものも入っているわけか。6階の会議室だとか、それから議場とか、そんなものも入ってその面積。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 6階が631.66で、いわゆるこの会議室が見てあります。それから5階が839.26で、これが議場も含めたところですけども、4階等は見えておりません。以上です。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 5階、6階ということですよ。6階の面積が少ないのは、議場がフロアを潰

しとるということですよ。だよね。

だからやっぱりその下の仮眠室だ、休養室などと書いてあるんだけど、適正確保とか、こんなんでも実際何カ所しないといけないものか、休養室とか仮眠室とか。仮眠するのでもやっぱり男女別々にはしないといけないだろうし、休養するのでもそうなのだろうけども、それが例えばフロアごとに要るものやら、何人ぐらいがそういう利用しないといけないのか。交代交代なのだろうけど、やっぱりこういう話も、確かにこういう施設があればいいと思うし、しなきゃいかんと思うけども、じゃあ、どれぐらいの人数、今の職員の規模からしてやっぱりそういう話でどんどん積み上げていけばわかってくるのだけど、項目でぽっと出されて、両方同じ面積確保って、こういうような比較検討ではなかなか我々も議論しにくいというのが正直なところで、そこら辺まだ設計してない。

◆**中西照典 委員長** 今言われたようなことに非常に重要なのでということでポイントを上げてあって、これに関してはここのあれはどちらに庁舎が建設されてもその部分はきちっと面積を確保しますよというのが一応ここの文章に載っているところです。具体的には橋尾委員が言われる、まだ設計してないので、何平米云々ということはなかなか難しいと思いますけども、そのほかに。

今出されたようなことは特に重要として上げていこうということでよろしいですか。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** この間私、意見申し上げていますけど、特に重要ということで言うと人口減少、行政事務量及び職員数の関係と、ここの項目は重要だと思っております。

◆**中西照典 委員長** ほかに。

では、ここで庁舎機能の適正な配置は打ち切りまして、次の活力と魅力あるまちづくりの推進について、河村次長、朗読をお願いします。

○**河村 敏 市議会事務局次長** 活力と魅力あるまちづくりの推進。

庁舎整備の地元発注です。地元とは、本社が地元にあること。免震の庁舎を地元業者で建てることも可能。

次に、鳥取駅周辺のまちづくり。旧市立病院跡地への庁舎の移転は、都市機能が集積することになり、2核2軸のまちづくりに沿っている。駅周辺の都市機能の集積や連携とは。駅周辺は既ににぎわいが出ている。そこに移転する必要性。

次に、鳥取城跡周辺のまちづくり。本庁舎跡地に何かを建てることとファシリティーマネジメントとの関連。鳥取市は、城下町であり、市庁舎を含めた城下町のまちづくりを考えるべき。城下町として現在地に市庁舎がなくても違和感はない。庁舎跡地にふさわしい施設等の検討が必要。庁舎移転後の鳥取城周辺地区の2核2軸のまちづくりが見えてこない。

次に、鳥取市全体のまちづくりです。庁舎を移転することでまちづくりを進めることとなる。現在地のままでは何も変わらない。

次に、地域生活拠点の再生です。総合支所のあり方。以上です。

◆**中西照典 委員長** それでは、活力と魅力あるまちづくりの推進について、庁舎を市立病院跡地に、あるいは現本庁舎の駐車場にという中で、これは最重要ポイントであるという点を指摘し

てください。

有松委員。

◆有松数紀 委員 以前も言わせていただきましたけども、移転をするということ、市民病院跡地にですけど、移転するというので、庁舎整備は決してまちづくりを目的ではないのですけども、移転することによって大きなまちづくりの後押しといいますか、可能性といいますか、そういったもの、人、物、金というような表現もさせていただいたと思いますけども、新たなそういう動きを引き出す可能性があるということで、非常に意義があるんじゃないかというふうには私は思っております。大きな投資をするに当たっては、やはり庁舎整備だけがきれいになったということだけで済まされないという観点も持ちながら、そういう意見も言わせていただきました。

◆中西照典 委員長 そのほかどうですか。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 私は、この鳥取駅周辺のまちづくりということで、旧市立病院跡地への庁舎の移転は都市機能が集積することになり、2核2軸のまちづくりに沿っている。この意見については、真っ向反対の意見を持っております。

◆中西照典 委員長 反対の意見ということですね。

そのほかに。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 地域生活拠点の再生、総合支所のあり方ということですが、地域生活拠点ということであり、そもそも総合支所ですから、これ市役所の機能を担い果たしているわけでありまして、総合支所の機能強化というのは深澤新市長になってからも言われていることですし、当然本庁機能、市民サービス含めて、あるいは防災も含めてこれ切り離せないわけですよ。私は、亀屋局長が以前この特別委員会で私の質問に対して、総合支所の耐震対策とか機能とかバリアフリーとか、こういうものは全体構想の中で示していくと、こういうふうに答弁しているながら、ここに入っていないんじゃないかと、こう言いましたら、いや、入っていないのではなくて、ここにあるように新市振興ビジョンに基づいて取り組むというふうに書いているから入っているのだと、こういうようなことを言われましたけど、それはもう全く論理のすりかえで、そんな議論しとったら議会でのこのやりとりは成り立たないわけでありまして、やはり庁舎整備ということと総合支所の整備、あり方と、あるいは強化というの、私は切っても切れないものだと思いますので、ここの議論はこれまでのような形で中途半端に終わっていることについて私は非常に不満を持っていますし、議論の整理をするというのであればここはしっかりと議論をしていかなければならない部分だというふうに思っております。

◆中西照典 委員長 何かありますか、今の棕田委員が言われることで。整理をしていくと言われてはいますけども。

亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今ここでお示ししているとおり、新市域振興ビジョン、今現在計画を同時並行で行っております。ですからそのビジョンとあわせて、その内容について全体構想の

中に盛り込んでいくということで対応させていただきたいと思っていますけども。

- ◆中西照典 委員長 これを深めるというか、椋田委員が言われる整理をしていかないといけないというのはどういうことだろう。ちょっと済みません。

椋田委員。

- ◆椋田昇一 委員 我々全体構想の素案ということでありますが、いわゆる全体構想を検討しながら特別委員会の任務だ、役割だって言いよるわけですから、だとすると総合支所のあり方というものは切り離せないものじゃないですかと。だのにそっちは同時並行でやりよりますからでは、我々の議論にそれは反映することができないじゃないですかと。その部分を抜いたまま我々は判断をしないといけんということになってしまいますよと。そういうやり方についてはいかがなものかということをし上げ、きょう初めてじゃなくて、前から申し上げているわけです。

- ◆中西照典 委員長 それは今同時並行的っていう言葉があるかどうか知りませんが、進めているということですね。

桑田委員。

- ◆桑田達也 委員 私は、この総合支所のあり方の検討については、やはり新市域の振興ビジョンに基づいて私たちも認識をしながら総合支所が決して衰退をしていかに見守っていかないとイケないという、そのように考えておりますけども、何か椋田委員の議論の根底には、かつて庁舎整備の議論があった際に新庁舎を建設すればあたかも総合支所が統廃合されてなくなってしまうのではないかとというようなそのような議論がありましたけども、決してそうではないわけで、そこら辺はやはり基本的な認識というか、総合支所の今後の発展、地域住民により活用していただける、また各地域の発展のための総合支所のあり方というものはこの新市域振興ビジョンの中でやはりしっかりと議論をし、構想をしっかりと練っていただいて、そして市庁舎、本庁舎の整備とあわせて議論をしていけばいいのではないかとというふうに私は考えますけど、どうでしょうか。

- ◆中西照典 委員長 椋田委員。

- ◆椋田昇一 委員 どういう各部署、機構のあり方にするのか、それも現状のままなのか、再編整備が必要なのか、そうすると職員数も総合支所は現状のままなのか、減らされるのか、むしろふやすのか。そうすると本庁のほうは減るのか、現状維持なのか、ふやすのかと、あるいはどの課をどこに配置するということには駅南庁舎と新庁舎ということとの配置ぐあいはどうなのかと。私は、つまり切り離すことができない、密接に関連しているというよりも切り離すことができない一体的なものであるのに総合支所のあり方ということの議論を棚上げにして全体の判断はできないでしょと、そういうことを申し上げてきたし、今もその点にかかわって、それは面積の問題、いろんなことにかかわってきますから、申し上げていると、こういうことです。

- ◆中西照典 委員長 椋田委員はそうにということですので、その意見であるでしょう。

そのほか。

寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 まちづくりということで、この庁舎の問題、結局交通の結節地点であるという、鉄道からバス、それともはや今の鉄道関係は高架されて、駅南と一体的になっていまして、中心市街地、非常に現在南側では美保地区や美保南地区、それで面影地区等ございます。その周辺も全部含めたこの一体的な市街地という面から見れば、やはり駅付近という格好で駅が中心になっているというのがございますので、それも考えればやはりちゃんと市民の中心的な場所であると、私はそういうふうに認識しております。

◆中西照典 委員長 そのほかよろしいですか。

じゃあ、副委員長。

◆吉田博幸 副委員長 駅南庁舎のほうがそれは後背地が広いですし、いろいろ今商店もできております。それは一つも否定せんわけですけども、市民病院跡地のところに新庁舎を建てるということがまちづくりを進めることになる、これからの可能性があるということを言われたわけですけども、僕はただここに近くに住んだる者といましては、ここの庁舎が市民病院跡地に行きたら必然的にここのにぎわいというものが、まちのにぎわいというものが衰退してくるんじゃないかなというふうに思っておるとことでありまして、何も変わらないというようなことも文言もここに出ておりますけれども、やっぱり市役所が現庁舎の場にあって、これを中心にしたまた商店街なりそういうもののにぎわいの中心になってくるものだなというふうに僕は思っておりますから、やっぱりそっちのほうに進めるというのじゃなしに、ここの場に、現庁舎に建てる、現地にというので僕はいきたいと、こういうふうに思っております。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 それは正直な意見だろうというふうに私、思います。ここにあるものがなくなる。そうすればまちが衰退する。そのことが心配だということは、ここに住んでおられる方は皆さん思われると思うのですよ。だからああいうことも起きたということだろうと思います。そういう意味で言えばこの鳥取城跡周辺のまちづくりも非常に大切なことだろうというふうに思いますね。だからここにあるように、議論がありましたけれども、この点も非常に重要だということだろうというふうに思います。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 私は、吉田委員が言われた部分に関して、現庁舎を移転したら寂れるという、にぎわいがますます寂れていくじゃないかということ言われます。私はそうは思っていないのです。というのが今まで現在地に庁舎がありながら、まちづくりを検討してきましたよね。2核2軸のこの中でいかにこのまちづくり、もっともつとにぎわいを取り戻すのか。にぎわいは昔の商業的なにぎわいとは違った新たなにぎわいを創設しよう、つくろうということで取り組んできましたけど、なかなかその成果が見えてこないという状況。この部分に関して私は現庁舎がこのままの中で新しくしてもなかなかその成果がもっと投資効果といいますか、そういったものが見られるとはちょっと考えにくいという観点から大きく痛みの伴うこともあるのかもしれませんが、新たな市民病院跡地ということでまた大きな変化を、変革を求めていくということがまちづくりの後押しにつながっていくじゃないかという表現をしているわけで、じゃ、ここの庁舎が移転したらここは何もなくなるのかということではないわけでした、

この時代に似合った地域のまちづくりの中心になるべくやはり施設なりなんなりをまたさらに検討しなければいけないということは課題に上がってるわけですから、私はそのことを併用して、どちらが先かということになると我々の任務からすれば庁舎整備ということが第一義になるだろうというふうに思いますけど、ここの部分の跡地をないがしろにして何もしないというようなことは誰も考えてないし、議会も必要なこと、あるいは執行部も必要だと思っていますので、そういった意味で発言をさせていただいています。

◆中西照典 委員長 吉田副委員長。

◆吉田博幸 副委員長 それ今言われるわけだけでも、それが偏ったにぎわいになっていくじゃないかということの一つ懸念がありますし、2核2軸のまちづくり、何が結びついていかなかったかという反省点はあるし、それは勉強していかないといけないのだろうけれども、やはり多くの方が現庁舎、現位置での新築がええで、現位置がええでというような思いがやっぱりいろんな形で出てきておるといことであろうと思っています。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 今まちづくりの視点で話をしとるのですが、今のそういう論点もあるでしょうし、私はやはりこの鳥取市役所が124年の歴史の中でずっとここに市役所が存在をしてきた。市民の皆さんの思い、よく市民の皆さんが市役所に来られて、第2庁舎に御案内したり、駅南庁舎に御案内したりしている数字を見ても、やはり市民の皆さんの市役所といったらどこなの。やはりここですよ、イメージが。合併して9年たったけども、やはり市役所といえばこの尚徳町なのです。これがたまたま業務量がふえて、限られた6,800平米の建物の中ではデスクも置けないという状況の中で分散していった。それで今まではそういう対応しかできなかったけども、今回こうして市役所を現在地に建てるのか、市立病院に建てるのかという話になってきたときに、やはり市民の皆さんの住民投票の結果もそうなのですが、やはり移転はいけんと、今の場所で何らかの形で解決してほしいというのが市民の私は多くの支持だろうというふうに思っていますし、私もこの市役所というイメージからしてやはり山手側に置いとくべきだろうという、まちづくりの視点でね。だから私は、今までの鳥取市の歴史だとか文化だとか、そういうもの、城下町としての歴史だとか、そういうものもやはり壊さない形で今、鳥取市が進めている2核2軸というまちづくりですね、私はこの方向性は決して間違っていないと思っていますから、要は核をどこにするかって、2つの核だけど、やはり我々がもっと本当に力を入れなきゃならんのは軸の太さをどうするかということだろうと思うのです。これが総合支所にあるいろんな支所があって、生活拠点の再生ということでやっている。その私は一つだろうというふうに思っていますから、やはりそれで市立病院に持っていけば経済効果とか投資効果という話も出てくるけども、駅前周辺をにぎやかにするのであれば土日閉めるような庁舎を持って行って本当にまちがにぎわうのか、やっぱりそこにも私、疑問持っていますので、私はこの現在地で何らかの解決策を導いていきたいと、まちづくりの視点で、そういうふうに考えております。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 吉田委員が先ほど言われた、偏ったにぎわいになるじゃないかということおっ

しゃいましたけども、平均的にどの部分もというのは理想ではありますけども、そのことはなかなか至難のわざだということで、やはり一極集中ということとか、何かに集中してその効果を見出していくということは必要だろうと、政策的にでもですよ。そういった意味で私は、どちらがどうだということに関しての考え方は、なかなか議論が分かれてきて、確かに議会の中ででもずっと考え方は今にも引き継いでおると、橋尾委員が言われたことに対してもそうだと思います。いろいろのやり方があるということにあってでも、一つの可能性として、時代の変遷としてその鳥取市の中心市街地がずっと移動してきて駅南のほうに移ってきたという資料も当然我々も認識しながらきょうの議論を迎えておるわけですから、ですからにぎわいの拠点が移動するというに関して私は恐れてはいけないと思うのです。そういった意味で、これが絶対にそうなりますよということは誰にもわからない。いろんな条件が作用してまた可能性が出てくるといふふうに思いますから、その可能性にかけてみたらどうだという思いの中で私はそういった市民病院跡地に移転するというに関しては大きな起爆剤にしなければいけないし、可能性があるじゃないかということで意見を言わせていただいとるということでもあります。皆さん方の意見を否定するというではありません。

◆中西照典 委員長 いわゆるまちづくりって非常にそれぞれ出ておりますように統一的ななかなか意見というのはまとめることはできませんけども、一応それぞれの思いと意見が出たようですので、この点はここで一旦終結させていただいてよろしいですか。

それでは、終結しまして、次に、現在及び将来にわたる費用の抑制について、河村次長、朗読をお願いします。

○河村 敏 市議会事務局次長 現在及び将来にわたる費用の抑制です。

建設費の負担の抑制。全体構想の事業費は、予算化時点で精査する。積み立て済みの基金を活用するにしても経費節減に努めるべき。合併特例債（活用期限平成32年3月末）を財源の柱として活用し、市の財政負担を可能な限り軽減。

次に、維持管理費の負担の抑制です。長期使用に伴う小回りのきく省エネルギー庁舎の検討。ライフサイクルコスト100年と耐用年数100年は別の意味。

次に、建設場所による建設費の違い。ライフサイクルコストの差は、現本庁舎敷地新築の1階ピロティの建設費が大きな原因。将来的な庁舎の一体化を考えた場合、敷地は広いほうが有利。

次に、工期及び工事中の影響の違いです。現本庁舎敷地新築の場合は、工事期間中の安全面、利用者への影響を十分考慮する必要があります。以上です。

◆中西照典 委員長 ただいま現在及び将来にわたる費用の抑制の今まで私たちが議論あるいは意見を出した分がポイントとして上っておりますが、このポイントの中で特に新築場所を決める点で重要なポイントはどれかというのを指摘していただきたいですけども。

寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 まず工期の問題でもありますし、また駐車場の問題も出ますけど、市立病院跡地のほうは広い駐車場で新築をどんだんどんできるわけですけど、この現庁舎の場合、非常に市民会館の利用というのが、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、文化の拠点でもあ

りますので、毎度ずっと幅広く活用されております。この辺のことも非常に市民会館の問題も出てくるでしょうし、仮庁舎の問題、今の現在、この駐車場用地に文化財調査で2年ぐらいかかると、それでまた新築したりすれば非常になかなか駐車場が利用できない。駐車場の確保にほかの場所を確保しないといけないという問題点が出てくると思います。非常にその辺もあるし、また今の現庁舎の人の市民の方、職員の方の安全の問題等も出てくると思いますし、非常に一番、4年も5年もといたしますか、例えば市立病院跡地には4年間ぐらいで、27年、来年度4月から取り組めば30年度ですね、ですから31年3月ぐらいまで完成でできるということですが、この前の駐車場にすれば27年4月にすれば31年の6月、7月ごろでしょうかね、一応建物は建ちますけど、今度それからまたこの現庁舎を取り壊さないといけないと。これ9カ月、それとまた舗装、駐車場整備ということになれば32年の秋ごろまでかかるという。といいますと合併特例債なんかも31年度ですので、32年の3月までがタイムリミットですけど、それを大幅に超過してしまうということもありますし、この27年4月から32年のおよそ6年間安全の問題とか仮駐車場、非常に問題点があるかと思いますが、皆さんよく考えられてみれば、やはり安全性やその辺見れば、費用もそうですし、新しいとこにどんと建て取り壊してから新たなまた検討していくと、整備していくということが一番理想かと思います。

◆中西照典 委員長 そのほか。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 私は、何と言っても費用の抑制ということ自体が非常に重要なことだと思っております。その中でこの資料のまとめ方で建設費の負担の抑制、あるいは維持管理費の負担の抑制と、こうありますが、先般ちょっと議会報告会の資料づくりの議論の中でときには少し申し上げましたが、負担の抑制だけではなくて、建設費の抑制、維持管理費の抑制と、それを抑制することによって負担もさらに抑制をしていくと、こういうふうを考えるべきだと私は思っております。市の持ち出しだけが少なくなったらいいのだという考え方には私はくみしてない。費用の抑制ということが非常に重要だというふうに思っています。具体的な中身は議論ありましたし、またこれからいろいろ議論あるでしょうけど、そのことだけ申し上げておきたいと思っております。

◆中西照典 委員長 負担となると鳥取市や鳥取市民だけのという意味で捉えるのじゃなしに、建設費、そもそもは抑制されるべきだということですね。

そのほかに。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 先ほど寺坂委員からいろいろ数字を上げてお話があったのですが、今この尚徳町と市立病院との間で新築を基本とした議論を進めておるわけですが、やはり住民投票にかけた、議会がかけたのですが、そのときの1号案と2号案、やっぱりその理念というものは皆さんもよく知っておられる。それでこの費用の抑制と、それから基本的には使えるものは大切に使っていこうというもったいない精神というか、長寿命化を図っていこうというのを市民の皆さん支持されたのですが、これが24年の5月ですよ。いえもう2年たっている。やはり我々議会としてもこうして議論を深めていく中で、やはりこの現在地でどういう形で解

決を図っていくかというふうに議論が進んでほしいと思うのだが、新築移転を支持されとる寺坂委員のほうから先ほどのような話を聞くとなかなかタイムリミットにひっかかってくるような部分がある。もう少し現在地での解決の方法を提言してもらえないのかなというふうに思います。

◆中西照典 委員長 そういう意見があるということですね。

下村委員。

◆下村佳弘 委員 建設費の抑制、あるいは維持費の抑制というのは、もちろん大切なことであるというふうに思います。その中でやはり一番大事なのは何かということ、安全ですね。それから利用者の影響、これが大事なんじゃないかというふうに思います。

そういう意味では整備案3というのは、やっぱりある程度リスクが高いというふうなことと思いますね。そういうことを考えるとここの工事中の影響の違いというのは重要なポイントになるんじゃないかというふうに考えております。だからこれは重要なポイントとして上げるべきだというふうに思います。

◆中西照典 委員長 そのほかどうですか。ありますか。

きょう出された問題を今度は総合的に判断して、我々ここで方向性を示していくわけです。なかなかこれから難しい問題になっていきますけども、きょうは本来ならその次の各委員の発言を踏まえたというのは、やはりきょうのポイントをもう一度重要なポイントとして整理させていただいて、きょうのこのスケジュールでいきますと各委員の発言を踏まえた建設場所決定に当たって重要なポイント協議というのと、その次のどちらがすぐれているかということのを両方加味しながら進めていきたいと思っております。そのためには整理を、きょうの出された分を整理してまた資料を提供していきたいと思っておりますが、このスケジュールは36回となっていますけど、議論を深めんといけないと皆さんの判断がいただければ時間をとらないといけないと思っておりますけども、次は8月11日に今、委員長が申しましたような方向で委員会を開きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

そのほか何か事務局とかありますか。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 きょうこれ資料として漫画で（聞きとり不能）。

◆中西照典 委員長 一応じゃあ、その方向でいかせていただきます。

それで次に、今、橋尾委員が出された件ですが、その他で一旦じゃあ、本日の協議事項はこれで終わります、その他で庁舎整備からチラシの説明がということですので、説明をじゃあ、中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 チラシの説明ということで、皆さんのお手元に配付させていただいています。前回の委員会でもゲラ刷りをお手元に配らせてもらいました。これが完成ということで、7月31日に多分議員の皆さんのボックスにも入れさせていただくとお思います。7月末、8月1日には、この市庁舎、支所、公民館、あと町内会にも回覧ということで配付させていただいています。町内会には、順次町内会の中で回覧されていくものと思っております。以上でございます。

◆中西照典 委員長 それじゃ、橋尾委員、先ほど言われ……。

◆橋尾泰博 委員 漫画でよくわかる市庁舎整備の話、今この内容を配付しなければならん現実性というのがあるの。というのは僕これぱっと目を通して、整備の話ということで市民によく理解してもらおうということだけでも、この特別委員会は現在尚徳町と市立病院跡地に新築ということの基本として議論しているわけでしょ。それで中見りゃ耐震工事をすれば地震には強くできるのだけど、ただ39年に建てられた本庁舎いろんな面で限界が出てきていて、維持するお金がかかっているの、築50年、こんな内容とかこんなこと今流さないとだめなの。

次のページでもそれから電気設備が地下にあって、災害で水につかる危険があるなんて。例えばこれを新築でなくしても耐震改修あるいは免震工事をするにしてもこの電気設備を6階の電話交換室なんかキュービック方式で上げれば耐震改修でもできるのですよ。なぜそういうような、だから今の設備がこういう状況だからこの際直しましょうということに住民投票にもかけている話をいまだにこんな電気設備が地下にあって災害で水につける危険があるのとか、その横のページ、庁舎の機能が分散している問題もあって非効率、不便。だから今統合する話をしているのに、なぜ今の時点でこんな漫画で何ぼ理解してもらおうと思ったって、出す現実性というか、正当性というか、私は感じないのですよ。これはどう見たって現本庁舎に新築で解決するという話ではなくして、もう全面的に市立病院の跡地に新築移転する原理原則に沿って、載せなくてもいい資料まで載せて市民に意識改革を図っていく、その意図しか私には読み取れない。だから私は、こんなもの出す、今の時期ですよ、市庁舎整備局はどういう認識で今までの特別委員会に出てきて、特別委員会の流れもわかっておって、税金使ってなぜこんなことするかははっきり答えなさい。

◆中西照典 委員長 ちょっとその前に、橋尾委員、先回はグラ刷り出してしますよというときに全くそれに対してそういう意見ないので、それで進められたというところがあると思いますよ。ここに一応、急に出たのじゃ、以前に、前回出されて、今こういうことでグラ刷りこれです。いいですねということで、何も委員からなかったから進められたと思いますけどね。私はそういうふうに、ちょっと先回そういうことの見解がなかったので、ちゃんとグラ刷りを出して説明をされて、皆さんに確認した上で何もないから進められたのだと私は思っているのですけど、委員長としてそういうふうに確認。

棕田委員

◆棕田昇一 委員 委員長としてはそう思っているっていうことでしたが、委員長が言われるとおりにですか、執行部の判断、考え方は。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 グラ刷りでお示しさせていただいたのは委員長が今御説明されました内容でございますので、あの時点で確認を内容についても見ていただいて、何かあればまだグラの段階ですからということでお示しさせていただいたという判断でございます。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 これについてはまた橋尾委員からあるかもしれませんが、私は報告事項ということで執行権のある執行部がもうその段階で出したものでしたから、中身について意見をお伺

いする、配付について意見をお伺いするという類いのものではないというふうに私は理解していたものですから前はもう意見言わなかったのですが、そういうことであれば今後に生かしていきたいと思っておりますので、じゃあ、真っ当なといいますか、ちゃんとした意見であればそれが通る可能性がある、修正される可能性がある、生かされる可能性があるという報告事項だというふうに理解したらよろしいのですか。そこちょっとしっかり。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員、結局先ほど橋尾委員が言われたように我々の委員会がやっぱりそこで判断して、いけないものは向こうがどうであろうといけないという判断で私はいくものだと思っていますので、ですからこちらが見て今まさに議論しているものがこうして出されるときに、橋尾委員が言われるようにそれは以前にもありましたよ。この委員会がしているのに先越して資料が提供したこともね。だからそれは非常にこちらから叱責しましたりそのことがないよということ言っています。ですから今、棕田委員が言われた、こちらが願うのも当然あるだと僕は思っていますので、だめなものはだめです。やっぱり委員会が認めないものを勝手に出すというのは、私はそういうふうに思っておりますけども。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** そういうことであれば私もそうだなと思いますが、執行部のちょっと考え方をもう一度、今、委員長が言われたようなことで執行部としても対応する考えで、あるいはそういう対応だったというふうに理解してよろしいんですか。

◆**中西照典 委員長** 亀屋局長。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** おっしゃるとおりでございます。

◆**中西照典 委員長** これは委員の中で決めていくことですから、個々人の意見はそれぞれありますんで、当然。

そのほかに何か。よろしいですか。

伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 済みません。このチラシのことで、前回24日には御報告をいただきました。それで24日の前のこの委員会は、たしか14日に開かれています、14日の時点ではまだまだ中身がゲラ刷りはできてなかったと。直近が24日だったと。24日のときに修正等々の意見が出ればその対応も可能であったというようなことだと思うのですが、私は正直なところ前回報告されたので、よく新聞の広告でもあす載りますみたいなときに出されてきたことがあったので、ああ、もうこれは出るのだなという受けとめしか正直してなかったんで、そう言われたらじゃあ、先週本当に指摘をしとけばよかったなどは今思っているのですが、一つ、確認としてさせていただきたいのは、この見開きの左側のところで一番左下のところに市長が当選しましたと、こういう公約を掲げている市長が当選しましたということが書かれてあるわけです。あと一番裏側のところに市長のイラストがあって出ているのですが、私はこの間の議会のときに新しく市長になられた深澤市長に対して、選挙の結果について、当選はされたけれども、そのことが市庁舎の新築移転を信任されたと、市民から、そうではないというようなことも記者会見では言っとられたので、そのことを確認したのですが、そのことから言うとすごく私、違和感があったのですよね。このチラシというのは、本当に市長の思いに沿ったチラシなのか

しらと。余りにもちょっと市長の言葉で出ているわけではないけど、何かちょっとすごくそこがおかしいチラシだなと思ったのですが、これはちゃんと市長も目を通されて、これでよしということになったのかどうか、そこはちょっと確認させていただきますか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 発行につきましては、市長と協議いたしました。それでこの内容でいくということで走っております。

◆中西照典 委員長 よろしいですか。

では、これをもちまして市庁舎整備に関する調査特別委員会第33回を閉会します。

午後4時26分 閉会